

# 総務教育常任委員会資料

(平成26年3月18日)

## [件名]

- 1 鳥取県地域防災計画の修正及び鳥取県防災会議の開催について  
(危機管理政策課) … 1
- 2 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について  
(危機管理政策課) … 5
- 3 鳥取県災害情報システムの運用開始について  
(危機対策・情報課) … 6
- 4 島根原子力発電所1号機の高経年化技術評価等に係る保安規定の変更認可について  
(原子力安全対策課) … 8
- 5 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について  
(原子力安全対策課) … 9
- 6 平成26年度における原子力防災の普及・啓発事業について  
(原子力安全対策課) … 15
- 7 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合審査の状況等について  
(原子力安全対策課) … 16

危 機 管 理 局



## 鳥取県地域防災計画の修正及び鳥取県防災会議の開催について

平成26年3月18日  
危機管理政策課

東日本大震災の教訓等を踏まえた災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正、本県における近年の災害対応の教訓等を踏まえた鳥取県地域防災計画（以下「計画」という。）の修正案についてパブリックコメントを実施しました。

このパブリックコメントの実施結果を踏まえた修正を行うため、下記のとおり鳥取県防災会議を開催します。

### 記

#### 1 計画修正案のパブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間 平成26年2月27日（木）から3月12日（水）まで
- (2) 応募者数 7名（意見総数：延べ8件）（原子力災害対策編に関するご意見を除く）
- (3) 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方（原子力災害対策編に関するご意見を除く）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
男女共同参画	平成25年5月に、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が出されたが、鳥取県地域防災計画は、以前から女性等の観点からの計画を作成されているので、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」をうけての修正は必要ないとの考え方。	本県地域防災計画では、従前より「女性、災害時要援護者等をはじめとする県民の多様な意見の反映」を計画の基本方針の1つに位置づけ、計画策定を行ってきたところです。また、平成25年3月に修正した計画においては、東日本大震災で課題となった災害時における男女共同参画について、避難所運営における女性の参画の推進、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めることなどを追加し、女性・障がい者等の多様な主体の視点を一層具体的に反映しました。このたび内閣府が作成した指針は、東日本大震災での課題を踏まえたものであり、すでに指針の内容については概ね計画に取り入れていますが、引き続き必要な事項を計画に反映させたいと考えています。
防災訓練	広域の防災訓練（行政、自衛隊、病院その他の関係機関）を行い、実際機能するか（指揮態勢など）の検証を隨時実施しておくことが重要と思います。	毎年度実施する防災訓練で課題となったこと、県内外で実際に起こった災害の対応で課題となった事項を踏まえて地域防災計画を修正することとしています。
情報伝達	住民への正確な情報伝達手段について整備をお願いします。	住民への避難勧告・指示などの緊急情報の伝達は市町村が主体的に担っています。県では、緊急速報（エリア）メール活用や近隣ボランティア等訪問など、迅速確実な情報伝達について助言や働きかけを行うとともに、市町村の情報伝達を補完するため、あんしんトリビーメール、

		とりネットHP等の多様な手段によって情報伝達を行うこととしています。これに加えて、来年度からは公共情報コモンズ ((一財)マルチメディア振興センターが運用) を活用して、テレビ、ラジオ等のデータ放送、テロップ(文字)放送又は読み原稿等により県民へ情報を伝達することとしています。
地区防災計画	地区防災計画の作成は良いことですが、日中地区にいない人のことを反映したり、訓練を行うなどによって、実情に即した、地区の全ての住民が実際に行動できる計画であることが重要と思います。	東日本大震災で自助・共助の役割が非常に大きかったことから、防災訓練の実施、高齢者等の避難支援体制の構築等地区における防災力の向上を図ることとしており、コミュニティレベル(町内会、小学校区等)で地域の実情に即した地区防災計画をつくることも記載しています。
避難行動要支援者対策	お年寄りや障がいのある人などが安全に避難できるようにしていただきたい。援護の必要な方が、情報提供に同意しやすい環境をつくることが大切。	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられましたが、これまでも高齢者や障がい者などの避難対策については、地域防災計画の中でも名簿や個別毎の支援プランの作成などを進めることとしています。今後も避難対策にあたっては、名簿を活用するとともに、支援者等の第三者への情報提供のためには本人の同意を得ることが必要であることから、漏洩防止措置などの情報提供に同意しやすい環境づくりに取り組むこととしています。
避難行動要支援者対策	避難行動要支援者の個人情報が漏れないように、取り扱いに関する要領などの作成、説明会の実施など対策を行うことが大切と思います。	平成26年度の新規事業として、市町村の福祉・防災担当者、社会福祉協議会の担当者を対象とした避難行動要支援者名簿作成に関する研修会等を実施し、名簿を作る際の注意点、個人情報保護に関する事項について市町村へ周知を行うとともに、ガイドラインの作成等によって、市町村の避難行動要支援者名簿の適正で実効的な活用を支援します。
津波対策	車で日本海沿岸に沿って走って観たが海拔〇〇mの表示は全く目に入らない。そこで暮らす住民の意識に刷り込むことと、旅行者や通過者に知らせることが重要。各町村で任意・バラバラの標示は混乱を増すだけ。国交省と協議して「何処が・何所に・どの形式で・何時までに」設置するのか具体的な指導がなされないと、取り組みへの温度差は埋まらない。	津波対策の一つである海拔表示については、平成25年2月から3月にかけて、沿岸9市町村や道路管理者(国、県、市町村)と協力し、基本的な表示方法を統一した上で、沿岸部の道路の電柱や避難所などに海拔表示板を設置(道路・避難所等に約1560箇所)しました。県民のみならず観光客に対する津波による危険性の周知を図っています。

ペット同行避難	<p>災害時のペット同行避難は昨年9月から施行の改正動物愛護法で規定され、関連法との調整も整っている。ただ、避難所のペット受け入れ体制整備は自治体レベルで行うため、地域格差がある。鳥取県は未経験のため、防災週間にペット動向避難訓練を取り入れたり、関係者協議を開催しておく事が望ましい。ペット関連は、日獣も含む4団体で構成される災害時動物救援本部が立ち上がり、自治体の要請に応じて、被災自治体の立ち上げる動物救援本部を後方支援する制度がある。原発事故は立ち入り禁止区域設定等の措置がとられ、救援活動も制約がかかるので、ペット同行避難を徹底し、受け入れ態勢等を整えて貰いたい。</p>	<p>ペットの同行避難については、1月に行われた防災基本計画の修正においてもペットの同行避難の推進に伴う修正がなされたことから、本県の地域防災計画も修正して、日頃の供えとして、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養について記載し、啓発や訓練に努めることとしています。災害時の避難所におけるペットの管理対策については、市町村において避難所でのペット飼育場所の確保や受入体制の整備に努めることや、必要に応じて県が仮設収容施設を整備すること、動物愛護3団体及び日本獣医師会により構成される緊急災害時動物救援本部事務局に対し応援要請を行うことなどをこれまでも地域防災計画に記載しています。</p>
---------	--	---

## 2 鳥取県防災会議の開催概要

### (1) 日時

平成26年3月26日(水)午後3時から

### (2) 場所

鳥取県庁講堂(鳥取市東町一丁目220)

### (3) 出席者(※鳥取県防災会議委員は、別紙の委員名簿のとおり)

会長 鳥取県知事

委員 66名

### (4) 議題等

鳥取県地域防災計画の修正についてほか

# 鳥取県防災会議委員一覧

(会長:鳥取県知事 平井伸治)

No.	根拠法(災害対策基本法)	区分	機関名	職名	委員名
1	第15条第5項第1号	指定地方行政機関の長又はその指名する職員	中国管区警察局	局長	永野 賢治
2			中国財務局鳥取財務事務所	所長	山見 則夫
3			中国四国厚生局	局長	川尻 良夫
4			中国四国農政局	局長	田野井 雅彦
5			近畿中国森林管理局	局長	前川 泰一郎
6			中国経済産業局	局長	若井 英二
7			中国四国産業保安監督部	部長	佐藤 公一
8			中国運輸局	局長	小橋 雅明
9			大阪航空局美保空港事務所	空港長	竹谷 節夫
10			第八管区海上保安本部	境海上保安部長	鏡 信春
11			大阪管区気象台鳥取地方気象台	台長	楠木 英典
12			中国総合通信局	局長	齊藤 一雅
13			鳥取労働局	局長	矢澤 由宗
14			中国地方整備局	局長	戸田 和彦
15			中国四国地方環境事務所	所長	築島 明
16			中国四国防衛局	局長	藤井 高文
17	第15条第5項第2号	陸上自衛隊の方面統監又はその指名する機関の長	陸上自衛隊第八普通科連隊	連隊長	池田 博司
18	第15条第5項第3号	教育委員会の教育長	鳥取県教育委員会	教育長	横濱 純一
19	第15条第5項第4号	警察本部長	鳥取県警察本部	警察本部長	山崎 正利
20	第15条第5項第5号	知事部局内の職員	鳥取県	副知事	林 昭男
21	福祉保健部長			松田 佐恵子	
22	福利厚生課參事			渡部 一恵	
23	男女共同参画推進課			小林 加代子	
24	第15条第5項第6号	市町村長及び消防機関の長	鳥取県市長会	会長	竹内 功
25	鳥取県町村会		会長	松本 昭夫	
26	鳥取県東部広域行政管理組合消防局		消防局長	山田 充志	
27	公益財団法人鳥取県消防協会		会長	相良 正人	
28	第15条第5項第7号	指定公共機関の役員又職員 指定地方公共機関の役員又は職員	西日本電信電話株式会社	鳥取支店法人営業担当課長	杉岡 美智子
29	日本郵便株式会社		鳥取中央郵便局長	小田 哲幸	
30	日本銀行		鳥取事務所長	大山 陽久	
31	西日本高速道路株式会社		中国支社長	角田 直行	
32	西日本旅客鉄道株式会社		米子支社長	横山 佳史	
33	日本通運株式会社		総務課長	井藤 美智子	
34	中国電力株式会社		執行役員鳥取支社長	芦谷 茂	
35	日本放送協会		鳥取放送局企画総務副部長	八木 智一	
36	日本赤十字社		鳥取県支部事業推進課長	中原 眞理子	
37	社団法人鳥取県トラック協会		専務理事	福田 正俊	
38	社団法人鳥取県バス協会		専務理事	宇山 秀人	
39	鳥取瓦斯株式会社		執行役員供給保安チーム部長	清水 博文	
40	社団法人鳥取県エルピーガス協会		主事	森田 明美	
41	株式会社新日本海新聞社		編集制作局報道部係長	植田 紀子	
42	日本海テレビジョン放送株式会社		編成営業局次長	森谷 祐子	
43	株式会社山陰放送		執行役員テレビ総局総局長	安田 隆生	
44	株式会社山陰中央新報社		鳥取総局長	佐々木 紀行	
45	山陰中央テレビジョン放送株式会社		報道制作局制作部専任副部長	原 啓子	
46	社団法人鳥取県医師会		副会長	清水 正人	
47	社団法人鳥取県看護協会		常任理事	河上 恵子	
48	第15条第5項第8号	自主防災組織を構成する者	鳥取市自主防災会連合会	会長	武田 恒明
49	日吉津村海川自治会		(前)海川自治会長	池口 伸之	
50	石井婦人消防クラブ		副会長	世良田 好美	
51	学識経験のある者		わかば台保育園	後援会(元)理事	森田 利佳
52			日本赤十字鳥取県支部	指導講師	山内 都子
53			鳥取市鹿野町総合支所	副支所長	米田 洋子
54			JAとっとり女性協議会	会長	原田 幸代
55			鳥取大学大学院工学研究科	教授	松見 吉晴
56			一般社団法人鳥取県助産師会	会長	本家 男子
57			鳥取県連合婦人会	常任委員	佐々木 ちゑ子
58			鳥取県ろうあ団体連合会	事務局次長	諸家 紀子
59			鳥取県老人クラブ連合会女性委員会	委員長	相見 寿子
60			鳥取県社会福祉協議会	理事	中川 容子
61			鳥取県民生児童委員協議会	理事	石田 千恵子
62			日野ボランティア・ネットワーク	副会長	田口 郁江
63			鳥取大学大学院工学研究科	准教授	浅井 秀子
64			鳥取県商工会女性部連合会	理事	小谷 佳子
65			鳥取県建築士会	理事	山崎 優子
66			鳥取県観光連盟	理事	赤澤 悅子

# 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成26年3月18日  
危機管理政策課

## 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(12月1日以降に追加実施を決定した事業)

原子力安全対策課	602千円
消防防災課	819千円
計	1,421千円

## 2 追加実施事業の内訳

実施課 事業名	本年度予算額 うち新規雇用 人件費	雇用創 出人數 (延べ)	①月額給料 ②雇用期間(予定) ③被雇用者の要件	事業内容
原子力安全 対策課  原子力防災 資機材配備 事業	602千円 (602千円)	1人	① 115千円 ② H26年1月 ～H26年3月 ③可能な者（原子力 防災対策に関心のある者）	原子力防災対策に係る新規購入資機材（交通規制標識や防災倉庫、放射線測定器、防護服、衛星携帯電話等）の米子市や境港市、防災関係機関（米子・境港両警察署、西部消防局）、県衛生環境研究所等への配備及び維持管理事務等を実施する。
消防防災課  防災活動 促進事業	819千円 (819千円)	1人	① 162千円 ② H26年1月 ～H26年3月 ③可能な者（防災・ 減災活動に関心のある者）	災害に強い防災・減災の県民運動を拡大させるため、自主防災活動マニュアルの作成・配布、防災活動出前講座等の事業を実施する。
合計	1,421千円 (1,421千円)	2人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

# 鳥取県災害情報システムの運用開始について

平成26年3月18日  
危機対策・情報課

災害時における県、市町村、国及び関係機関等の連携による災害対応業務の効率化や迅速化、住民等への情報伝達手段の拡充を図るため、災害情報（地図・画像情報を含む）を閲覧、書き込みし、リアルタイムで収集・集約し、情報共有による災害対応を行うとともに、公共情報コモンズ（テレビ等多様なメディアに配信する仕組み）を活用して住民等への情報発信機能を有する「鳥取県災害情報システム（以下「システム」という。）」を構築してきましたが、最終的なシステム動作確認・導通試験を行った後、平成26年3月下旬に運用を開始します。

## 1 構築経過

[H25年9月13日] システム構築事業者と契約締結

[10月末～H26年2月] 構築事業者から第1回システム試作品の提示を受け、県各部局及び市町村による試作品評価会及び意見照会（各3回）を実施し、調整しながらシステムへ反映。

[H26年2月～3月] 県各部局及び市町村によるシステム試作品の操作性確認

[2月24日～3月6日] システム操作説明会の実施

[3月中旬～下旬] 最終的なシステム動作確認・導通試験の実施

## 2 運用体制

本システムでは、県（警察本部を含む）、市町村（消防局を含む）及び参加可能な国・関係機関等により運用するものとし、閲覧及び入力は、ライセンス（ユーザID、パスワード）により、インターネット接続環境のあるパソコン又は携帯端末で行うものとする。これにより、発生源（関係部署）で入力した情報を参加者がリアルタイムで確認・共有し、連携した災害対応につなげることができる体制とする。

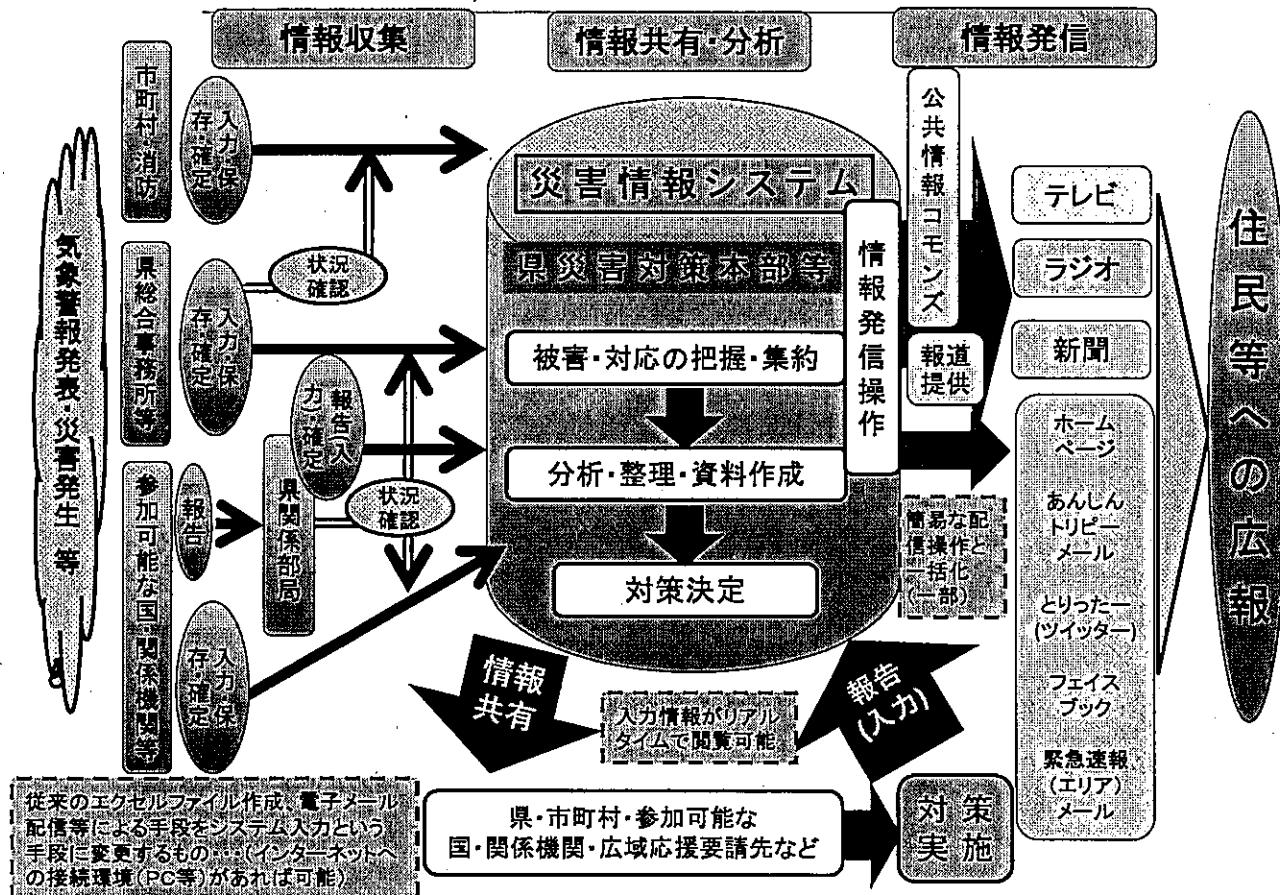
## 3 情報内容

区分	内容説明
1)初動・措置	県災害対策本部等による時系列表（記録）、県・市町村の体制設置状況
2)総括・集約	報道提供資料・本部会議資料など総括・集約資料や消防庁火災・災害等即報（各様式）等の帳票作成
3)被害件数等報告	一般被害（人的・住家・非住家被害、避難情報、孤立集落等）や災害分野ごとの公共施設等被害状況及び対応状況等（総括・集約資料の件数等内訳データ）
4)現場被害報告・支援要請等災害対応	現場被害報告や支援要請など、継続的な災害対応を要する事案の被害状況、対応状況及び対応策並びに防災関係機関の活動、緊急輸送を要する場合の災害対応状況等の整理
5)その他の広報項目	防災お知らせ、生活支援情報、風評被害対策などの広報に係る事項を整理
6)情報発信	①公共情報コモンズ（（一財）マルチメディア振興センター運営）の活用 避難勧告・指示、避難準備情報、避難所情報、県・市町村災害対策本部設置、被害情報、防災お知らせ及び避難判断水位情報等をメディアに向けて配信 ②情報発信の効率（一括）化 6媒体（あんしんトリピーメール、とりネットHP、とりネットHPモバイル版、とりったー、フェイスブック、職員参集・情報提供メール）の一括化及び緊急速報（エリア）メール3社の一括化など

[※] 県及び市町村（情報発信者）が「公共情報コモンズ」に利用登録して、システム上で直接連携によりメディア（情報伝達者）に伝達し、さらにメディアの登録・連携を得ながら、テレビ・ラジオ・新聞（データ放送、テロップ（文字）表示、読み原稿又は掲載原稿等の活用による情報発信）など住民等への情報伝達媒体の拡充を図るものとする。

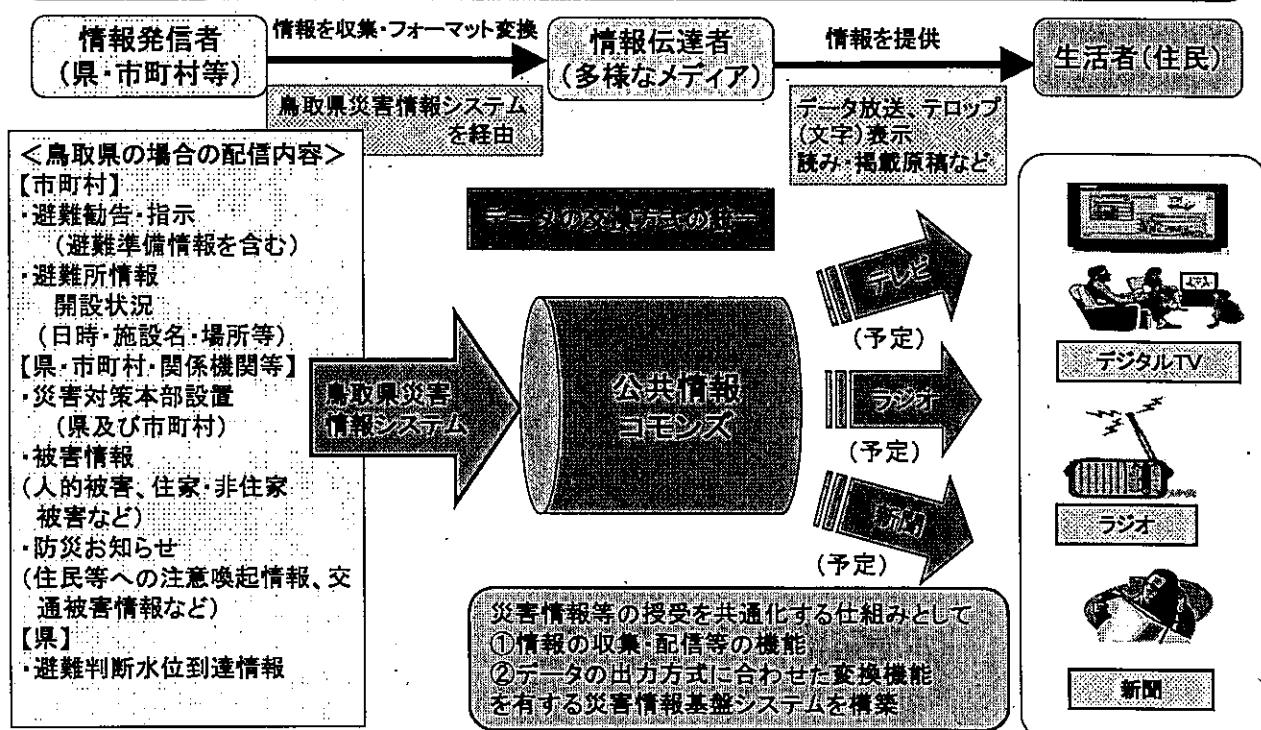
# ① 災害情報システムの運用イメージ

別添



## ②「公共情報コモンズ」利活用の概要(鳥取県の場合)

「公共情報コモンズ」とは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。[(一財)マルチメディア振興センターが運営]



# 島根原子力発電所1号機の高経年化技術評価等に係る保安規定の変更認可について

平成26年3月18日

原子力安全対策課

島根原子力発電所1号機が平成26年3月28日に運転開始から40年を経過することから、中国電力から原子力規制委員会に対し、昨年9月に高経年化技術評価等（冷温停止状態の維持を前提とした評価のみ）に係る保安規定変更認可申請が行われていたところ、平成26年2月26日の第44回委員会にて認可された。

\*国内の原発では、既に敦賀原発1号機や美浜原発1、2号機が、旧原子力安全・保安院時代に運転40年となるのを前に老朽化対策が妥当との評価を得ている。原子力規制委員会発足後、運転40年の原発に対する評価は島根原発1号機が初となる。

## 【高経年化対策制度】

運転開始後30年を経過する原子炉施設について、原子炉等規制法により、以後10年ごと（30, 40, 50年目に必要）に機器等の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を保安規定認可に係らしめ、その後の遵守を義務付ける制度

\*当該制度は新規制基準施行以前から義務付けられているもので、従前から定められているガイドラインを満たしているかどうかを確認するもの。新規制基準による運転期間延長（原則40年→最大60年まで）とは別の制度

<要求事項>経年劣化に関する技術的評価、長期保守管理方針の策定

## 【島根原発1号機の概要】

定格電気出力（型式）	46万kW（沸騰水型、BWR）
営業運転開始	昭和49年3月29日
運転から40年となる日	平成26年3月28日

## 【参考】新規制基準による運転期間延長認可

新規制基準においては、原発の運転は原則40年に制限されるが、条件付きで延長が認められており、40年を超えて運転する場合には運転期間延長の申請が必要である。

新規制基準施行時点で37年を超える原発については、新制度移行期の特例として、延長の申請に施行日（平成25年7月8日）から3年間の猶予が与えられており、延長の申請は期間満了の1年前までに提出することとされている。

なお、島根原発1号機に係る提出期限は平成27年7月である。（\*中国電力において取扱いを検討中）

## 【新規制基準による運転延長認可制度】

発電用原子炉を運転することができる期間を運転開始から40年とし、その満了までに認可を受けた場合には、1回に限り延長することを認める制度。延長期間の上限は20年とし、具体的な延長期間は審査において個別に判断

### <運転延長認可条件>

- ①新規制基準に適合
- ②老朽化の状態を把握する特別点検の実施

### [特別点検]

原子炉容器は超音波探傷検査によって炉心全体で欠陥の有無を確認し、出力を測定する炉内計装筒は電流による傷の確認やカメラでの目視検査を行う。格納容器やコンクリート構造物はサンプルを取り出し、強度に問題がないかなどを調査する。

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について

平成26年3月18日  
原子力安全対策課

原子力災害対策指針等の改正に加え、原子力防災訓練による教訓、避難時間のシミュレーション等を踏まえた鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案についてパブリックコメントを募集しました。

このパブリックコメントの実施結果等を踏まえた修正を行うため鳥取県防災会議を開催します。

### 1 計画修正案のパブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間 平成26年2月27日（木）から3月12日（水）まで
- (2) 応募者数 12名（意見数：延べ32件）
- (3) 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
住民避難	事故が発生した時点で、避難を開始すべきである。特に子どもや妊婦さんは、先行避難できるようにして欲しい。	<地域防災計画（原子力災害対策編）> 子ども、妊婦等の要配慮者の避難に関しては、放射線の影響を受けやすいことから本計画においても十分配慮することとしています。 避難が必要となる地域やタイミング等は個別具体的な状況に応じて異なりますが、子ども、妊婦等の要配慮者の避難が迅速・円滑に行われるよう対応してまいります。  <広域住民避難計画> 避難の優先に関して、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行うこととし、その中でも妊産婦及び乳幼児とその家族は、優先的に避難することを計画に記載しております。
	災害の種類や状況、規模及び風向きや避難方面のモニタリング結果等に応じて避難先を柔軟に選択できるようしていただきたい。  福島と埼玉から避難されている方が、風向きのとおりに放射性物質が流れていったことを強調されていた。また、千葉や神奈川から避難されている方もホットスポットがあり危険だと言われていた。	<広域住民避難計画> 本県では、避難先からの二次避難のリスクを軽減するため、島根原子力発電所から50km以遠の鳥取県東部・中部に避難所を確保することとしております。 なお、実際に事故が起きた場合の影響は、そのときの原子力発電所からの放射性物質の放出状況及び気象等により異なることから、県では広域住民避難計画上の避難シナリオをベースとして、国の原子力災害対策本部とともに避難先について必要に応じ調整を行うこととしています。また、平時からの取組みとして、県域を越える広域避難に係る調整の具体的な仕組みを構築するよう国に対し求めるとともに、中国各県等と連携して相互の協力体制づくりを進めています。 このほか、原子力規制委員会において、UPZ外におけるブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方の検討が行われることとされており、その結果を踏まえ必要な対応を検討してまいります。

要介護者の避難車両の確保	要介護者が避難するための緊急輸送車両の確保ができるいないことが懸念される。	<p><b>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）&gt;</b></p> <p>避難車両の確保については、避難元の社会福祉施設が保有している福祉車両を利用するほか、避難元以外の施設からも応援を求め、さらに福祉タクシー等を活用して確保に努めることとしています。また、国に対しても、避難に必要な手段の確保について、具体的な支援の仕組みの構築を要望しているところです。</p> <p>なお、無理な移動により著しく健康状態が悪化するおそれのある避難行動要支援者については、放射線防護対策を実施した医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避も検討することとしています。</p>
		<p><b>&lt;広域住民避難計画&gt;</b></p> <p>社会福祉施設等入所者の避難に関しては、社会福祉施設等の車両での避難を原則とし、親族などが自家用車による避難を希望する場合はこれを認めます。また車両が不足する場合は県が措置を行うことを記載しています。</p> <p>なお、放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他施設等からの受入れや避難、転院等を判断することとしています。</p>
心のケア	避難元から避難先に避難した場合に、避難者的心（精神面）の避難は可能であるか。	<p><b>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）&gt;</b></p> <p>避難の実施は精神的にも負担を伴うものであり、個々の避難者に応じたメンタルケアが必要と考えています。県では、国や市町村と連携し、きめ細かなケアを行うことができるよう努めてまいります。</p>
長期の避難計画	避難期間が複数年に及ぶ場合も想定した対応策を具体化すべきである。	<p><b>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）&gt;</b></p> <p>避難生活を支援する仕組みとして、国の原子力災害対策本部に原子力被災者生活支援チームが設けられ、関係省庁とともに生活環境の確保等を行うこととされています。県では、こうした国の取組みと連携し、市町村とともに被災者へのきめ細かい支援ができるよう努めてまいります。</p>
<広域住民避難計画>		
長期の計画	長期の計画は、多くの不確定要因を含み、かつ計画の実行までに状況が変化する多いため、その大綱にとどめ、その時の状況に応じて逐次これを補足することとしています。	
原子力防災訓練	計画や部分的な訓練では原子力防災はできない。全員参加に近い訓練を実施することを盛り込むべき。	<p><b>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）&gt;</b></p> <p>事故発生時に速やかに避難等が行われるために訓練等を継続的に実施することは、計画の実効性を確保する上で重要であることから、本計画においても訓練計画を策定することや事後評価することなどを明記しています。</p>
今後とも、関係者とともに、様々な状況に対応した訓練を順次行い、継続的に実効性向上を図ってまいります。		
ペットとの同行避難	避難所へのペット受け入れについては、ペットとの	<p><b>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）&gt;</b></p> <p>ペットは家族の大切な一員であることから、本計画に</p>

	同行避難ができるよう受入態勢を整備していただきたい。	おいては、災害の実態に応じて、飼い主によるペットとの同行避難の呼びかけを行うとともに避難所におけるペット飼育場所の確保に努めることとしており、市町村と連携して円滑な実施に取り組んでいきます。 なお、その他の事項については、地域防災計画（災害応急対策編（共通））に記載しております。
島根半島からの避難者への対応	島根半島からの避難者への対応が欠落しているのではないか。 また、渋滞混乱するのではないか。	<広域住民避難計画> 本計画では、島根県において、災害の状況に応じて避難が必要となった場合には、鳥取県に避難者を受け入れるとともに、島根県と避難時期・経路等を調整することとしております。 自家用車避難による渋滞については、島根半島からの避難者の流入を想定し、それに伴う時間帯ごとの渋滞箇所・状況を避難時間推計シミュレーションで解析したものであり、今回の避難計画の見直しにあたっても、これらの検討経過を反映させています。避難時間推計シミュレーションの最終結果を踏まえ、必要に応じて反映してまいります。
避難シナリオ	避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）となっているが、渋滞で不可能と考える。訓練で検証し、渋滞対策も含めてシナリオを作るべき。	<広域住民避難計画> UPZ圏内のすべての住民及び車両が参加した訓練を実施し、渋滞状況を検証することは不可能であることから、避難時間推計シミュレーションで検討することにしております。 時間帯ごとの渋滞箇所・状況についても、避難時間推計シミュレーションにおいて検証しており、その推計内容を踏まえ避難シナリオを見直したところです。今後とも検討を重ね、より適切に避難することができるよう継続的に改善を図ってまいります。
安定ヨウ素剤の配付	18歳未満の子どもと妊婦さんに対しては、全県で安定ヨウ素剤を配付できるよう準備態勢を確保していただきたい。	<地域防災計画（原子力災害対策編）> 安定ヨウ素剤を予防服用することにより、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを低減することが可能であることから、UPZ圏内における安定ヨウ素剤の配布体制の整備を行っているところです。 なお、原子力規制委員会においてUPZ外におけるプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方に関して検討が行われることとされており、その結果を踏まえ必要な対応を検討してまいります。
	安定ヨウ素剤の備蓄について、避難経路の沿線上に分散して保管していただきたい。	<地域防災計画（原子力災害対策編）> 安定ヨウ素剤は、米子市、境港市の一時集結所（47箇所）及び調剤拠点薬局（5箇所）並びに県立厚生病院（スクリーニング会場（10箇所）用）に分散して保管しており、国等の指示に基づき、住民の方に対して速やかに配布できるよう体制整備を行っています。

		<p>&lt;広域住民避難計画&gt;</p> <p>安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施体制を確保するため、県は、国、市町村等と連携し、一時集結所等において避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行うこととしています。</p>
	<p>安定ヨウ素剤の配布にあたり、薬事法の中に副作用についての責任を担保する規定が入っていないため、薬事法の改正を検討していただきたい。また、安定ヨウ素剤の個人購入についても検討いただきたい。</p>	<p>原子力規制庁策定の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」において、緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用にあたっては、時間的制約等により医師が関与できない場合でも、薬剤師や市職員等が適切な方法で配布することが適當とされているため、国に対して法改正を要望することまでは検討しておりません。</p> <p>また、安定ヨウ素剤は、災害対策等の緊急時を除き医師による処方が必要であることから、個人で購入いただくことは検討しておりません。</p>
スクリーニング	<p>スクリーニングが不十分な場合、避難そのものが放射性物質の拡散につながる。また、スクリーニングの実施により発生する汚染水の処理について検討していただきたい。</p>	<p>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画&gt;</p> <p>本県では、住民の方が避難区域等から避難される場合、主要経路沿いにスクリーニング会場を設け、スクリーニング及びスクリーニング結果に応じた除染を行うこととしています。また、当該場所でスクリーニングを受けていない方については、避難先地域内に設置する会場でスクリーニングを行うこととしています。</p> <p>なお、スクリーニングの実施方法については、現在、国において検討がなされているところであり、その結果を踏まえ必要な対応を検討してまいります。</p>
モニタリングポストの設置	<p>北西の風向きを考慮した場合、30km圏外にもモニタリングポストを設置していただきたい。</p>	<p>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）&gt;</p> <p>鳥取県では、平常時から、UP Z 30km圏外の大山町役場大山支所も含め県内 19箇所（固定 9箇所、可搬 10箇所）で環境放射線測定を行い、その結果をリアルタイムでホームページに掲載しております。</p> <p>また、原子力災害時には、国の総括の下、緊急時モニタリング計画に基づき、可搬型モニタリングポストの追加、サーバイ車、モニタリング車による観測を行い、環境放射線モニタリングの監視を強化することとしています。</p> <p>【モニタリングポスト（固定）の設置場所】</p> <p>境港市役所（境中央公園）、米子市立河崎小学校、南部町役場法勝寺庁舎、大山町役場大山支所、きらりタウン赤崎、日野振興センター、衛生環境研究所、木地山、鳥取県庁</p>
飲料水の摂取制限	<p>福島原発の事故時には首都圏で水の汚染が深刻だった。水に関する具体的な対策を盛り込むべきである。</p>	<p>&lt;地域防災計画（原子力災害対策編）&gt;</p> <p>緊急時モニタリングを行い、その結果により飲料水について、飲食物の摂取を制限する際の基準（O I L 6：放射性ヨウ素の場合は 300Bq/kg）を超えるものについては迅速に摂取制限を行うこととしています。</p> <p>また、被災者の生活の維持のため必要な飲料水等は、</p>

		関係機関と連携して確保・供給することとしています。
放射線物質 拡散シミュ レーション	拡散シミュレーションを作成し、市民に公開していただきたい。また、シミュレーションは県の責任で行っていただきたい。	<p>＜地域防災計画（原子力災害対策編）＞</p> <p>重大事故に至った場合の影響は複数の県域にまたがるものであり、国の責任において、専門的見地から放射性物質の拡散シミュレーションを行うことが必要と考えています。</p> <p>平成24年12月には、原子力規制委員会からシミュレーションデータの提供がなされ、同委員会のホームページにて一般に公開されていますが、当時UPZを導入していくに当たっての参考という位置づけであり、地形情報等も考慮されていないものであったことから、県では国に対し、原子力防災上の実用に供することのできるシミュレーション手法の開発とデータの提供を要望してきましたところです。引き続き、その実施を強く求めてまいります。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所事故後の原子力防災に係る法令、計画等の見直しにおいては、緊急時モニタリングの結果に基づき迅速に防護措置を判断するための仕組みが導入されており、本計画においてもその体制整備を進めることを記載しています。</p>
その他の意 見・要望等	避難計画について、県東部を含む県内の各地で説明会及び意見交換会を開催して欲しい。	<p>＜広域住民避難計画＞</p> <p>今年度、県西部及び県東部で開催した原子力防災講演会において、避難計画の概要について説明をさせていただいております。</p> <p>また、ご希望があれば県職員による出前説明会も実施させていただきます。</p>
	計画の概要及び内容について、詳しく教えていただきたい。	<p>＜広域住民避難計画＞</p> <p>今回の計画修正案の概要については、県のホームページに掲載するとともに、各総合事務所、市町村役場等で閲覧が可能ですので、御確認をいただくとともに具体的な内容についてのご質問等があればお問い合わせください。また、ご希望があれば県職員による出前説明会も実施させていただくとともに、米子市、境港市と連携しながら周知を図ってまいります。</p> <p>なお、原子力防災に関するパンフレットもホームページに掲載しておりますので、参考資料として御確認ください。</p>
	「鳥取県地域防災計画」そのものが県民に周知されているとはいえないのではないか。	<p>＜地域防災計画（原子力災害対策編）＞</p> <p>原子力防災については、鳥取県地域防災計画の内容とともに、原子力災害の特徴、放射線に関する基礎知識など平常時からの普及啓発が重要と考えております。</p> <p>今年度、新たに原子力防災に関するパンフレット、リーフレットを作成したところであります。これらの配布や原子力防災講演会、出前講座等の開催を通して、米子市、境港市と連携しながら周知を図ってまいります。</p>

	<p>大きな自然災害が発生した時には、原子力防災が不可能であることを国に対して示すべきである。</p>	<p>&lt;広域住民避難計画&gt;</p> <p>避難計画の策定にあたっては、津波との複合災害を考慮して策定しています。今後とも、より大規模な複合災害に、より迅速・的確に対応できるよう不断の見直しを行ってまいります。</p>
	<p>島根原発で事故が起きた場合に、ベントをどのタイミングで行うのか明確にしていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、留意させていただきます。</p> <p>なお、このことについては、原子力規制委員会で審査が行われていますので、審査会合の状況を注視とともに、意見の概要を中国電力にお伝えします。</p>
	<p>島根原発で竜巻をよける対策をとっているか。竜巻をよけることは不可能であるから、一日も早く廃炉にしていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、留意させていただきます。</p> <p>なお、このことについては、原子力規制委員会で風速100m/sの竜巻に対する施設の安全性について審査が行われていますので、審査会合の状況を注視してまいります。</p>

## 2 今後のスケジュール

3月26日（水）鳥取県防災会議

### （参考）

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

確率的影響のリスクを最小限に迎えるため、EAL、OILに基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。

# 平成26年度における原子力防災の普及・啓発事業について

平成26年3月18日  
原子力安全対策課

原子力防災対策においては、住民の放射線に対する正しい知識と防護対策への理解が重要であることから、平成26年度の普及・啓発活動を次のとおり行います。

## 1 原子力防災パンフレット、チラシ等

本県の原子力防災の取組、原子力災害の特徴や災害発生時の対応などに関する理解を深めていただくため、原子力防災パンフレット、チラシを作成しました。県として初めて作成したものであり、継続的に内容の充実を図っていきます。

区分等	ページ数	配付時期、配付方法等
原子力防災パンフレット	12ページ	H26.4月上旬にUPZ内全戸に配付予定
原子力防災チラシ 小中学生用	4ページ	H26.4月上旬にUPZ内の各学校に配付予定
原子力防災チラシ	4ページ	H26.1月にUPZ内全戸に配付済

※3/11から県ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/224734.htm>) で公開しています。

## 2 原子力防災講演会

(1) 目的等 放射線や放射線防護などについて学び、県民の方が原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようとするため、県民を対象とした原子力防災講演会を開催しています。平成26年度においても計3回の開催を計画しています。

(2) 第1回の開催内容 (主催:鳥取県、米子市、境港市)

ア 日 時 4月19日(土) 13:30~15:30 (開場13時)

イ 場 所 米子コンベンションセンター(ビッグシップ) 小ホール

ウ 対象者 一般県民(参加費無料、定員300名)

エ 内 容 [演題] 放射線の基礎知識とリスクの考え方

[講師] 広島大学大学院 工学研究院 教授 遠藤 晓(えんどう さとる) 氏

※鳥取県原子力防災専門家会議委員

(3) 東部、中部においても放射線に関する講演会を開催します。

## 3 原子力防災現地研修会(見学会)

(1) 目的等

原子力発電についての正しい知識と防災・安全対策などについて県民の理解を深めるため、平成24年度から県民を対象とした島根原子力発電所等での現地研修会(見学会)を開催しています。平成26年度においても、計3回の開催を計画しています。

(2) 開催内容

ア 開催予定 5月23日(金)、7月、11月の計3回

イ 対象者等 一般県民、参加費無料、各回定員:各40名

ウ 見学内容 ①島根県原子力防災センター(オフサイトセンター)

放射線・原子力発電の基礎知識の説明、鳥取県地域防災計画等の説明、施設見学

②中国電力(株)島根原子力発電所

概要説明、島根原子力発電所の安全対策、原子力発電所構内見学(バス車内から)、

運転訓練シミュレータ見学、質疑応答等

## 4 「鳥取県の原子力防災ホームページ」のリニューアル

県民の方が知りたい情報やモニタリングの状況を平素から分かりやすく伝え、原子力防災に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、緊急時においては、トラブル等の状況や必要な防護措置を速やかに提供するため、原子力防災ホームページをリニューアルします。「鳥取県の原子力防災の取り組み」等の優先順位の高い項目を目立たせるとともに、スマートフォンにも対応したページデザインとしています。(公開時期:3月26日(水)(予定))

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合審査の状況等について

平成26年3月18日  
原子力安全対策課

### 1 島根原子力発電所2号機の審査会合の開催状況等（平成26年3月11日時点）

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機新規制基準適合性審査について、次のとおり適合性審査が行われている。

引き続き、沸騰水型（BWR）については、地震・津波とプラントについて、同時並行で審査会合が開催される予定である。

回数（開催日）	議題	概要
第1回(H26. 1. 16)	申請の概要について	申請の概要説明が行われた。
第2回(H26. 1. 28)	申請内容に係る主要な論点について	申請内容に対する主要な論点(24項目)が示された。
第3回(H26. 2. 20)	地震及び津波について	敷地周辺陸域の活断層評価について質疑・応答が行われた。

※審査ヒアリング：18回（審査会合前の規制庁職員によるヒアリング）

審査の進め方に係る意見交換：4回（規制庁職員との事務的な打ち合わせ）

### 2 中国電力による審査状況の説明会について

中国電力主催による関係自治体職員向けの審査状況の説明会が開催され、本県からも担当職員が出席し、審査状況について質疑応答を行った。 \*当該説明会は継続的に開催の予定

- (1) 日 時 3月10日（月）午後1時から2時30分まで
- (2) 場 所 サンラポーむらくも（松江市殿町369番地）
- (3) 参加対象 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市
- (4) 説明内容 敷地周辺陸域の活断層（宍道断層等）に係る審査概要について

### 3 原子力規制委員会における適合性審査の進め方について

- (1) 平成26年2月19日に開催された第43回原子力規制委員会において、審査対象のうち設置変更許可申請書について、審査における指摘事項等を反映させた申請書の補正を提出させ、「審査書案」（仮称）を作成していくことが決定された。

#### （主な決定内容）

- 基準地震動及び基準津波高さが確定し、他に重大な問題がないものについて「審査書案」の作成を進める。
- 最初に「審査書案」の作成作業に取りかかるものは、後続の模範となる質の高いものとなるよう、担当チームの枠を超えた共同作業を行い、優先的に取り組む。
- 「審査書案」に対する科学的・技術的意見を広く募集する。
  - ・意見募集（パブリックコメント）を4週間程度実施する。
  - ・意見募集期間内に、立地及び周辺自治体の要請に基づき、共催による「公聴会」（仮称）を実施する。
  - ・意見募集及び公聴会の意見は適宜審査結果に反映する。
  - ・意見募集及び公聴会については、委員会で実施要領を審議する。
- (2) 平成26年3月13日に開催された第46回原子力規制委員会において、加圧水型（PWR）の川内原発1、2号機（九州電力）の安全審査を優先的に進めることが決定された。